

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター
自殺対策に関する革新的研究推進プログラム 書面審議規則

令和8年4月1日センター長決定

自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに関する規程（以下「規程」という。）第23条第2項に基づき、規程第2条に定めるガバニングボード（以下「GB」という。）における書面審議に関する規則を定める。

（目的）

第1条 本規則は、GBにおいて、速やかに意思決定を行うため、会議体の開催に代わるものとして、書面（電磁的方法も含む）を利用した審議（以下「書面審議」という。）の方法等について定めることを目的とする。

（書面審議の決定）

第2条 GB議長は、GBを開催するにあたり、書面審議により審議を行うかどうかを決定することができる。

2 書面審議は、原則として、臨時会に限り行うことができるものとし、定例会については、特に必要がある場合を除き、書面審議を行うことはできないものとする。

（書面審議の方法）

第3条 書面審議は、原則として、GB委員が参加するメーリングリスト（複数人に対して同時に電子メールを送信できるインターネット上のサービスをいう。）を利用して行うものとし、メーリングリストの利用ができないGB委員については別途適宜の方法により行うものとする。

2 前項のメーリングリストは、自殺対策に関する革新的研究推進プログラム事務局（以下「事務局」という。）が設定する。メーリングリストに登録するメールアドレスは、原則としてGB委員本人の使用するものとするが、GB委員が個人用のメールアドレスを持っていない又はGB委員が直接メールの送受信ができない等のやむを得ない事情がある場合、GB委員の属する組織のメールアドレス又はGB委員の代行者のメールアドレスを登録することができる。この場合、やむを得ない事情の解消後、直ちに、登録したメールアドレスをGB委員本人のメールアドレスに変更する。

3 GB議長は、書面審議を行うとの決定をした場合、事務局を通じて、書面審議を行う旨と議題を記載した電子メール（以下「審議開始メール」という。）を、メーリングリストに投稿する。メーリングリストの利用ができないGB委員については別途適宜の方法により書面審議を行う旨と議題を連絡する。

（定足数）

第4条 書面審議においては、メーリングリストに参加している者を規程第2条第8項の出席

者として定足数を算定する。なお、メーリングリストの利用ができない GB 委員については、次条に定める審議方法に定めた期間内に審議に参加できる場合には、出席者に含めるものとし、各種の理由により次条に定める書面審議の期間にメーリングリストに参加できない事情がある者については、出席者から除外して算定するものとする。

(審議の手順)

- 第5条 書面審議における、質疑に対する回答、論点及び議論の整理並びに最終的な議案の確定等は全て GB 議長の権限と責任において行うものとする。なお、GB 議長は必要があれば、質疑に対する回答並びに論点及び議論の整理を、他の参加者に依頼することができる。
- 2 書面審議における議題に関する出席者との質疑応答及び意見聴取は、原則として、審議開始メールの投稿された日を含めて3日間で行うものとする。なお、特別の事情がある場合は、その日数を1日間まで短縮または1週間まで延長することができる。
 - 3 前項の期間を過ぎてなされた議題に関する出席者からの質疑及び意見については、原則として審議に反映されないものとする（上記期間の最終日が土日祝日の場合は、その直後の平日を期間の終日とする）。
 - 4 GB 議長は、上記の期間が経過した後、速やかに、議題に関する出席者との質疑応答及び意見聴取を踏まえて、最終的な議案（以下「確定議案」という。）を確定し、事務局を通じて、確定議案を記載した電子メール（以下「確定議案メール」という。）を、メーリングリストに投稿する。メーリングリストの利用ができない GB 委員については別途適宜の方法により確定議案を連絡する。
 - 5 GB 議長は、書面審議における議題の内容等から議案が確定されており、また、議案に対する賛否を求めるうえで、GB 委員相互の議論の必要性が乏しいものについては、審議開始メールに確定議案を記載してメーリングリストに投稿することができるものとする。メーリングリストの利用ができない GB 委員については別途適宜の方法により書面審議を行う旨と議題と確定議案を連絡する。本項の手続をとる場合、第2項の書面審議における議題に関する出席者との質疑応答及び意見聴取を省略し、直ちに次項で定める賛否の手続をとるものとする。
 - 6 出席者は、原則として、確定議案メール（前項に記載した確定議案が記載された審議開始メールも含む。以下、この項においては同じ）が投稿された日を含めて3日以内に確定議案に対する賛否に関する電子メールを投稿するものとし（特別の事情がある場合は、上記日数を1日以内までに短縮することができる）、その期間内に賛否を明らかにしない者については、棄権したものとして取り扱う（上記期間の最終日が土日祝日の場合は、その直後の平日を期間の終日とする）。メーリングリストの利用ができない GB 委員については別途適宜の方法により事務局が確定議案に対する賛否を確認する。なお、GB 委員より確定議案メールについて質疑や意見が述べられた場合、GB 議長は、質疑や意見の内容やそれに対する GB 議長の応答を GB 委員に説明することができる。
 - 7 書面審議においては、確定議案に対して賛成する者が過半数の場合、議案が可決されたものとし（なお、前項の期間内に賛否を明らかにしないことから棄権したものとして取り扱われた者は賛否の計算に参入しないこととする）、可否同数の場合は、GB 議長が決定

する。

(その他)

第 6 条 本規則に定めのない事項については、通常の GB の審議に準じて行うこととし、具体的な対応については、GB 議長が決定する。

(附則)

本規則は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

本規則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。